

## 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の実施要領

### 1 趣旨

近年、建設工事における労務市場がひっ迫し、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保が必要になる場合が発生している。

このため、労務のひっ迫が懸念される地域においては、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応することができることとする。

### 2 対象工事

(1) 令和3年12月21日以降に入札を行う工事

(2) 「土地改良事業等請負工事の価格積算要領」に基づき積算する工事

なお、下記の工事においては本要領の対象外とする。

#### 【対象外工事】

- ・「鋼橋製作架設工事価格積算要領」に基づき積算する工事
- ・「建築工事等価格積算要領」に基づき積算する工事
- ・「環境整備工事等価格積算要領」に基づき積算する工事
- ・「施設機械設備等価格積算要領」に基づき積算する工事

### 3 設計変更の対象項目

「土地改良事業等請負工事の価格積算要領」における下記の(1)～(5)の項目(以下「実績変更対象費」という。)とする。

(1) 第5の1の(7)のイ「アに係る土地・建物の借上げ費用」のうち「宿泊費」

(2) 第5の1の(7)のイ「アに係る土地・建物の借上げ費用」のうち「借上費」

(3) 第5の1の(7)のウ「労務者の輸送に要する費用」

(4) 第5の2の(1)のアの(ア)「募集及び解散に要する費用」(赴任旅費及び解散手当を含む)

(5) 第5の2の(1)のアの(エ)「賃金以外の食事、通勤等に要する費用」

### 4 主な手続き

(1) 特記仕様書に本要領の対象工事であることを明示するものとする。

(2) 発注者は、当初契約締結後、予定価格に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

(3) 受注者は、当初契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「実績変更対象費に関する実施計画書(様式1)」(以下「様式1」という。)を作成し、工事監督員に提出するものとする。ただし、当初より実績変更対象費の支出実績を踏まえての設計変更を希望しない場合には、様式1の提出は必要のないものとする。その場合、その後の実績変更対象費の支出実績を踏まえての設計変更は行わない。

(4) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は「実績変更対象費に関する変更実施計画書（様式2）」（以下「様式2」という。）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

なお、受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(5) 発注者は、最終設計変更時点に実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費は、積算基準に基づく算出額から様式1に記載された共通仮設费率分の合計額を差し引いた後、様式2及び証明書類において確認された費用を加算して算出する。

また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から様式1に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、様式2及び証明書類において確認された費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

(6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合があるものとする。

(7) 疑義が生じた場合は、工事監督員と協議するものとする。